

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 39):
警戒レベル2の内容

令和2年5月12日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- ・11日、NZ政府は、新型コロナウイルスに関する4段階の警戒システム(COVID-19 Alert System)のレベルを、5月14日(木)より「レベル2」へ引き下げると発表しました。
- ・新型コロナウイルスの各種対応のため、現在、当館の領事窓口対応は事前予約制となっています。「レベル2」は14日(木)からですが、引き続きソーシャルディスタンスの維持が求められるため、しばらくの間は領事窓口の予約制を継続します。

【本文】

レベル2における行動制限等について、NZ政府が述べている内容の概要は、以下のとおりです。

〈NZ政府のコロナ専用サイト〉

<https://covid19.govt.nz/alert-system/alert-level-2/>

〈11日アーデー首相のレベル2に関するスピーチ〉

<https://www.beehive.govt.nz/speech/level-2-announcement>

1 安全な行動を(Play it safe)

- ・COVID-19はまだ存在しています。安全に行動しましょう。
 - ・公共の場では、他の人から距離を保ちましょう。
 - ・体調不良時は外出を控えましょう。
 - ・風邪やインフルエンザの症状がある場合は、医師またはヘルスラインに電話して検査を受けましょう。
 - ・手を洗いましょう。
 - ・くしゃみや咳をする際は、肘で口元を覆いましょう。
 - ・自己隔離を指示された場合は、すぐに従いましょう。
 - ・どこに行ったか、誰に会ったかを記録しましょう。
- (11日の記者会見で、アーデー首相は、マスクの着用は強制しないと述べています。)

2 生活

- ・安全に運営可能なビジネスは再開できます。
- ・学校等を再開することができます。(18日以降)
- ・地域(region)をまたいで移動できます。
- ・結婚式や葬儀等の集まりには、最大10人まで参加できます。
- ・親しい友人や家族とは、10人以下のグループで安全に交流することができます。
- ・地元のレストランやカフェ等に行くことができます。但し、これらの施設は、きちんと他の人から距離をとることが求められています。
- ・バーやナイトクラブの営業再開は原則5月21日以降です。
- ・10人以下であれば、通常のレクリエーション活動を再開できます。

3 レベル2での COVID-19 抑止対策

- ・他の人との物理的な距離を保つことが求められます。
- ・厳格な国境管理は継続されます。
- ・広範囲なPCR検査が継続されます。
- ・体調不良者及びその濃厚接触者に対し、自己隔離が求められます。
- ・小規模かつ管理された集会のみ許可されます。

4 個人の行動

- ・公共の場所では、他の人から距離を保ってください(できれば2メートル)。
- ・カフェ、教会、集会、レストラン等では、他のグループから1メートルの距離を保ってください。
- ・公園やショッピングモール、散歩中に知らない人に近づく際は、特に注意してください(万が一の場合、接触者の特定が困難であるため)。

5 集会、イベント等

友人や家族を家に招き入れることができますが、人数は10人以下、時間は2時間以内です。家以外の場所における集会(結婚式、葬儀、家族イベント等)も、10人以下、2時間以内とされており、参加者を記録する必要があります。

博物館、図書館、映画館、マーケット等の公共施設が再開できます。いずれの施設も、人と人との間の物理的距離をとることが求められています。

スポーツ・レクリエーション施設は、参加者グループを1メートル離すこと、10人を超えるグループがないこと、スタッフを除く利用者が100人を超えないことなどが求められます。

6 運動、スポーツ、レクリエーション

レベル3で禁止されていた以下のアクティビティが可能になります。また、ラグビーやネットボールのプロリーグも再開できます。

- ・保護区域(public conservation land)における狩猟等
- ・公共プールでの水泳
- ・ジム
- ・ボート等のウォータースポーツ

7 職場とビジネス

ビジネスの現場では、以下の要件を満たす必要があります。

- ・敷地内に入る全ての顧客等を適切に記録すること。
- ・顧客グループの間に1メートルの距離を保持すること。顧客の記録ができない場合は2メートルの距離を保つこと。
- ・顧客グループは10人以下とし、応対時間は2時間以内とすること。

カフェやレストラン、バーのほか、ハードウェア、ガーデニング用品、衣料品、精肉、パン、魚介類の販売店も再開できます(バーやナイトクラブの営業再開は原則5月21日以降)。美容院や訪問サービス等、特に密接な接触を伴う事業については、以下の条件が求められます。

- ・接触者を追跡できる確固たるシステムを導入すること。
- ・適切な衛生措置を維持すること。
- ・接触を必要最小限に抑えること。

8 移動, 交通

国内移動が可能となりますが、どの移動サービスを利用したか、誰と接触したかを記録する必要があります。他のグループからは距離を保ち、目的地以外への立ち寄り、最少限に抑えなければなりません。公共交通機関の利用は自分で制限するか、混雑時を避けて利用するようにしましょう。また、飛行機その他の交通機関を利用する場合は、運航者の指示に従ってください。

9 教育

幼児教育サービス、学校、高等教育施設は再開可能です。

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニューージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニューージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)